

BUSINESS
ビジネス

米国民事訴訟における判例

大橋&ホーン法律事務所

黒田 愛

Eディスカバリーについての考察

二〇〇八年一月、ディスカバリーの制約措置を審理していたカリフォルニアの連邦地方裁判所の下級判事は、特許訴訟の原告クアルコムに対し、ディスカバリー手続で被告から開示を要求されていた何万通ものEメールをトライアル前に開示するのを意図的に怠ったとして、被告プロードコムと井藤士費用八五〇万ドルを支払うよう命じ、さらに原告クアルコムと井藤士費用八五〇万ドルを支払うよう命じた。この判決は、Eメールの開示義務に関する重要な判例として、Eメールの開示義務に関する制約措置を審理するよう命じた (Qualcomm Inc. v. Roadcom Corp.).

Eディスカバリーは、今日の米国民事訴訟には欠かせない存在であるが、対応を誤ると多大な損失を被ることになる。従って、対応策を予め検討しておくことが重要となる。だが、そのためにはまず、Eディスカバリーとは何かを理解しておく必要がある。

Eディスカバリーについて

米国の民事訴訟にはディスカバリーという証拠収集のための制度がある。証拠となる情報や文書を、訴訟が始まってからトライアルに至るまでの間に、相手方や第三者から取得することができる。例えば、解雇された従業員が、解雇は差別に基くものと主張し訴えを提起した場合、元上司や同僚のEメールの中に原告に対する差別的な描写、発言がないかどうかを調べるため、原告は被告に対し、一定期間にわたって特定の人物が送受信した本件と関連性のあるEメールの開示を被告に求めることができる。

特許権侵害相手方のディスカバリー要求を受けた相手方は正当な理由がない限りこれに依りて証拠を開示しなければならない。応じない裁判所から開示命令を受けたり、さらには制裁措置 (サンクション) を受けることがある。ディスカバリーの方法には、質問に対して文書での回答を求めるインテロガトリー、文書の提出を求めるドキュメンツ・プロダクション・リクエスト、証人に対し法廷外で尋問を行うデポジション等がある。

Eディスカバリーとは、電子情報(Electronically Stored Information 「ESI」)に関するディスカバリーを意味する言葉である。ESIにはEメール、インスタントメッセージ、ウェブサイト情報、ワープロファイル、データベース等様々な電子情報が含まれる。ワープロが使われるようになった頃から、電子情報もディスカバリーの対象であることが認識され、基本的には通常のディスカバリーと同じルールが適用されてきた。

ただし、Eディスカバリーは、紙に書かれた情報を念頭においた伝統的なディスカバリーと異なり、情報量が大量で、保存場所が多岐にわたること、それゆえディスカバリーに対応するためのコストが高額になるという特徴がある。

開示義務の範囲とEディスカバリー

文書提出を求めるディスカバリーは、例えば「被告会社の従業員による、または従業員間における、原告に関して行われたやりとりについての全ての文書(電子情報を含む)」といった

仮に従業員十人の会社

で、一人当たり毎日五〇通のEメールを送受信していたとすると、年間二四〇日として二万通ものEメール数となる。さらに電子情報では、意図的でなくてもシステムティックな廃棄、変更が行われやすいこと、履歴やバスワードなど表面に現れていない隠れた情報データが保存され得ること、情報を読み出すには作成時に使用されたプログラムの必要であること、一旦削除してもハードディスク等から再取得することが可能な場合があるなどの特徴がある。

Eディスカバリーが訴訟で活用されるにしたがい、新たな問題が提起されたため、二〇〇六年二月、連邦裁判所の民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure) の改正が施行され、Eディスカバリー特有の問題についてルールが定められた。

対象でない情報である場合と定められている。ただし、不当に分量が多かったり、相手方以外から入手することが比較的容易な情報のディスカバリーや、時機に遅れたディスカバリー要求、開示に必要な労力やコストが得られる効果に比して過大なディスカバリーに対しては、裁判所はこれを制限することができる。

Eディスカバリーの分野では、この費用対効果の分析は、対象となる電子情報の種類によって異なってくると思われている。例えば、通常業務で現在も使用しているデータベースは、当然のことながらアクセスするのが簡単であり、他のディスカバリー要件を満たす限り、まず費用対効果テストをクリアし、ディスカバリーの対象とされるであろう。

これに対し、災害等に備えて作成されたバックアップデータや、消去済みのデータ、既に使われなくなっている古いシステムによって作成されたデータなどは、アクセスが困難なデータ情報であり、これらの情報の内容を確認しディスカバリーで開示するには、膨大な時間と費用がかかり、また外部のスペシャリストへの依頼が不可欠となる。そこで新しい連邦民事訴訟規則は、電子情報のディスカバリーを要求された当事者は、アクセスが困難な情報に関しては、過度の負担・コストを理由に開示を拒否することができることと定めた。

ただし、裁判所が正当な理由を認め、アクセス困難な情報にアクセス困難な情報で

あつても開示を命じることができ、その判断にあつては、開示対象が具体的に特定されているか、他のアクセスが容易な情報源から得られた情報量、当初はアクセス容易な情報源に存在していたのに後に失われてしまったがそのデータがバックアップテープに保存されているといった事情、その情報の訴訟における重要度等、が考慮される。

実際にバックアップテープからの情報開示が命じられた例としては、解雇された女性従業員が、解雇は性差別と、性差別のクレームをしたことに対する仕返しによるものとして会社を訴えたスプレイク対UBS事

コストの分担について

デイスカバリーに要する費用は、通常、情報を提供する側の当事者が負担する。ただし、従前より裁判所は、情報を提供する側の負担が過大になるときは、かかる費用の全部または一部を、情報を要求した側に負担させる決定を下してきた。これを、コスト・シフティングと呼ぶ。

Eデイスカバリーの場合、特に対象情報が膨大な量であったり、アクセスが容易でない情報源の場合には、情報を復元し関連性のある情報を探し出す費用、さらには、秘匿特権などの対象となる情報が含まれていないかどうかをレビューする費用が高額に上ることが多い。そのため、改正された連邦民事訴訟規則では、裁判所に、アクセスが容易でない情報源からの情報開示を命じるときは、コスト・シフティング等の条

件がある。規則が改正される前の二〇〇三年五月三日、連邦地方裁判所ニューヨーク南地区の裁判官は、請求に関連するEメールがコンピュータから削除された疑いがあり、全ての関連するEメールが開示されるにはバックアップテープを調べることが必要ととして、バックアップテープからの情報開示を被告に命じた(Zubulake v. UBS Warburg LLC, 217 F.R.D. 309)。ちなみに、Eメールが削除された疑いがあるときされたのは、原告が自力で集めて提出したEメールの一部が、被告から開示されたEメールの中に含まれていなかった等の事情による。

件を付けることができると明記された。

ちなみに、前述のスプレイク対UBS事件でバックアップテープからの情報開示を命じた際、裁判所はコスト・シフティングを命じるべきかについて検討した。そこではまず、サンプルとして五巻のバックアップテープについての情報開示作業が被告によって行われ、その結果、計六二〇三通のEメールが復元され、このうち約六〇〇通が原告の要求に合致すると特定、開示された。そして、そのために要した費用は合計一九、〇〇三・四三ドルで、内訳は、Eメールを復元、キーワードサーチをするまでに一一、五二四・六三ドル、秘匿特権等をチェックするためのドキュメントレビューや開示作業のために七、四七八・八〇ドルと報

告された。

そして、この数字をもとに、情報開示が命じられた残り七二巻全てのバックアップテープについて情報開示するには、さらに、一六五、九五四・六七ドルの復元・サーチに要する費用と、一〇七、六九四・七二ドルのレビュー費用がかかると見積もられた。

その上で裁判所は、Eデイスカバリーにも開示者負担の原則が適用されるが、バックアップテープのようデータへのアクセスが容易でない情報源の場合はコスト・シフティングを考慮すべきとし、具体的には、①開示請求において求める情報が限定されているか、②他の情報源からの取得可能性、③紛争額との比較における開示のための費用、④各当事者の負担との比較における開示のための費用、⑤各当事者のコストの節約可能性と動機付け、⑥訴訟における重要度、⑦各当事者が取得される情報によって受ける利益、の七つの要素が考慮されるべきとした。

そして本件については、ターゲットとなる情報が比較的狭く特定されていること、バックアップテープから回収されたEメールは、それまでに開示されていた情報には含まれていないことなどに注目し、バックアップテープからの復元・サーチに要する費用のうち七五パーセントを被告UBS、二五パーセントを原告スプレイクが負担するようになり、そしてレビュー他に要する費用は全額UBSが負担するようになり命じた(Zubulake v. UBS Warburg LLC, 216 F.R.D. 280)。

第三者に対する開示請求

デイスカバリーの要求は、訴訟の当事者でない第三者に対しても開示命令(Subpoena)を送ることによって行われる。Subpoenaを受取った第三者は定められた期間内に該当する文書・情報を提供しなければならぬ。一方、連邦民事訴訟規則により、第三者にSubpoenaを送った訴訟当事者は、第三者に不当な負担や費用を課さないようにするための合理的な手順を踏まなければならない、とされている。

例えば、同じ情報を訴訟当事者から取得できるのであれば第三者に要求するべきではなく、また、バックアップテープなどデータへのアクセスが容易でない情報源を求めるときも、不当な負担と認められる場合がある。なお、前述のコスト・

シフティングをめぐる議論は第三者に対する開示命令にも当てはまり、実際にコスト・シフティングが認められた事例も存する。

なお、Subpoenaを受取った第三者は、開示に同意できない場合には、原則として、受取ってから一四日もしくは指定された期間内に、Subpoenaに指定されている訴訟当事者もしくは弁護士に、書面による異議を送達しなければならない。実務的には、いきなり異議を申立てるのではなく、まずSubpoenaを送ってきた弁護士に連絡をとり、異議申立期間の延長や、開示の範囲の限定、開示の形式の特定、さらには(過大な費用が発生する場合)費用負担についても交渉を行うことになると思われる。

秘匿特権の放棄

弁護士と依頼者とのコミュニケーションは、弁護士秘匿特権によりデイスカバリーの対象から外される。その趣旨は、依頼者が弁護士から適切なアドバイスをを得ることができるようになることにある。守られる情報には、弁護士からのアドバイスだけでなく、弁護士からアドバイスを得るために依頼者から提供された情報も含まれる。また、弁護士が訴訟の準備のために作成した資料は、たとえ依頼者に開示されていなくても、ワークプロダクトとしてデイスカバリーの対象から除外される。

の要求に応じて文書等を開示する場合には、その中に弁護士秘匿特権の対象となる文書やワークプロダクトが含まれていないかどうかをチェックしこれを取り除いた上で、相手方に文書等を開示しなければならぬ。しかしながら、Eデイスカバリーにおいては、文書が膨大な量になり得ること、また、メタデータやEメールの添付ファイルなど、秘匿特権やワークプロダクトをチェックするためのレビューが容易でないこともある。一旦開示されると、万一秘匿特権やワークプロダクトが含まれていたとしても、その権利を放棄

BUSINESS
ビジネス

したと看做されてしまう恐れがある。
そこで、従前から、両当事者の間で柔軟な取扱を合意した上で開示をすることが行われてきた。例えば、情報を請求した当事者が、開示を受けた情報の中から証拠として用いたい文書を特定し、その後、情報を開示した当事者は、この特定された文書に秘匿特権やワークフロダクトが

リテイゲーション・ホールド

訴訟の当事者は、情報の開示だけではなく、関連情報を保存する義務を負う場合がある。その一つがリテイゲーション・ホールドと呼ばれる義務である。それぞれの企業は、文書の種類毎に保存期間や処分に関するルールを定め、これに従って文書の廃棄処分を行っている。また、通常の業務の中では、電子情報は上書き、削除され日々変動している。しかしながら、訴訟当事者（予定者を含む）は、訴訟が始まるのが合理的に予期される時点から、通常の処分ルールに従った廃棄や情報の削除をストップし、当該訴訟に関連する情報を保存する義務を負う。この義務は判例法に基くもので、リテイゲーション・ホールドと呼ばれる。どの時点でリテイゲーション・ホールドをしなければならぬかは、ケースバイケースで判断される。例えば、原告側であれば、一般論としては、訴訟を提起した時（雇用差別訴訟であれば、その前段階のEEOC（米国雇用均等委員会）にクレームを申立てた時）や相手に催告書を送ったときに訴訟

含まれていないかを再レビューする機会を与えられ、もし、秘匿特権やワークフロダクトの対象文書があれば、その提出を撤回することができる、といった合意である（quick peek agreementと呼ばれる）。改正された連邦民事訴訟規則においても、両当事者が予め話し合い、同目的の合意を形成することが奨励されている。

リテイゲーション・ホールドの実施に際しては、依頼する弁護士から会社の従業員に対してリテイゲーション・ホールドの義務を告知するレターを送ったり、IT部門の責任者に普段なら廃棄されてしまう電子情報が廃棄されないように指示を出したり、場合によっては、訴訟の内容に関係している従業員については、彼らが会社のパソコンから既存のデータを削除できないように対策を講じる必要も生じてくる。

リテイゲーション・ホールド

の始まりを合理的に予期したといえるので、リテイゲーション・ホールドもその時点から開始されるであろう。また、被告側であれば、必ずしも訴状を受取った時からだけではなく、それ以前に訴訟が起きることが合理的に予想されればその時点でリテイゲーション・ホールドの義務が生じる。

制裁措置（サンクション）

裁判所は、保存すべき証拠を隠したり、破壊・変造する行為（spoliation）に対し、制裁を加える権限を有している。最も重い制裁としては、例えば原告側が故意に重要な証拠を隠滅するなど悪性の高い行為が認められる場合には、訴えそのものが却下されることがある。その他の制裁措置としては、罰金の支払や、相手方の弁護士費用の支払などの金銭の支払命令がある。さらに、トライアルを審理する陪審員に対し、裁判官から、本件訴訟の一方の当事者がデイスカバリーで証拠を隠したり破壊したりしたことを告げ、その事実から、その隠滅された証

合計二九二〇万ドルの賠償を命じる判決を下した。原告が制裁を受けた事例もある。性差別ゆえに解雇されたとして元使用者を訴えた損害賠償請求事件で、原告が解雇後に誠実に職探しをしていたかどうかを争点の一つとなっていたところ、原告が職探しをするのに使ったという自宅のパソコンを、EEOC（米国雇用均等委員会）へのクレームをファイルしてから約一年後に廃棄していたことがわかり、裁判所は、これを証拠隠滅に当たると認め、陪審員に対して、捨てられたパソコンには原告に不利な内容の情報が存在していたとの推測をすることができるとの判決を命じた（Teague v. Target Corp.）。改正された改正民事訴訟

制裁措置

ただし、そのやり方を一歩間違えると、後から「会社は、原告の訴訟について、誤った情報を多数の従業員に配布した」として、正当なクレームに対する仕返しをしたとの新たなクレームを引き起こしかねない。タイミングおよび方法については、弁護士やITの専門家と相談の上実施するべきである。

裁所は、保存すべき証拠を隠したり、破壊・変造する行為（spoliation）に対し、制裁を加える権限を有している。最も重い制裁としては、例えば原告側が故意に重要な証拠を隠滅するなど悪性の高い行為が認められる場合には、訴えそのものが却下されることがある。その他の制裁措置としては、罰金の支払や、相手方の弁護士費用の支払などの金銭の支払命令がある。さらに、トライアルを審理する陪審員に対し、裁判官から、本件訴訟の一方の当事者がデイスカバリーで証拠を隠したり破壊したりしたことを告げ、その事実から、その隠滅された証

規則では、意図的にでなくとも日々削除、改変される電子情報の性質に鑑み、電子情報システムの日常的な（routine）、誠実な（good-faith）運用により失われた情報を開示できなかった当事者に対しては、裁判所は、特段の事情のない限り、制裁を課すことができないとの定めを設けた。ただし、リテイゲーション・ホールドや、訴訟開始直前に当事者間で合意して情報保存義務が課せられているのに、漫然と普段通りの運用を続けていることは許されず、good-faithな運用に基づく制裁回避を享受することはできないと考えられている。リテイゲーション・ホールド等の情報保存義務を誠実に果たすことは、後の制裁を回避するために不可欠である。

最後に

Eデイスカバリーは、訴訟が起きそうになって初めて直面する問題ではあるが、ベストの対策は、その前からの準備に負うところが大きい。例えば、普段からの準備なくしては、いざと言ったときに、日常業務に影響なくリテイゲーション・ホールドを効果的に行うことはできないであろう。また、保存義務があるなしに関わらず全ての情報を保存しておくことは、実際にデイスカバリーの要求を受けて情報を開示する際の、事件との関連性や秘匿特権のチェックをするための時間、労力、費用を無用に増大させることにつながるから、文書保存期間についての適切なルールが必要となる。さらには、予めEデイスカバリーを想定した

Eデイスカバリーは、訴訟が起きそうになって初めて直面する問題ではあるが、ベストの対策は、その前からの準備に負うところが大きい。例えば、普段からの準備なくしては、いざと言ったときに、日常業務に影響なくリテイゲーション・ホールドを効果的に行うことはできないであろう。また、保存義務があるなしに関わらず全ての情報を保存しておくことは、実際にデイスカバリーの要求を受けて情報を開示する際の、事件との関連性や秘匿特権のチェックをするための時間、労力、費用を無用に増大させることにつながるから、文書保存期間についての適切なルールが必要となる。さらには、予めEデイスカバリーを想定した

適切なルールを設定し遵守していれば、裁判所からデイスカバリー義務違反の制裁を課される可能性を削減できる。

適切なルール

以上のような観点から、外部の弁護士やIT部門、場合によってはデイスカバリー対策の専門家と相談しながら、関連する部署が共同で、Eデイスカバリー対策を予め講じておくことが求められる。

***本稿はEデイスカバリーに関する概要を説明したものであり、具体的事案に対するアドバイスではない。具体的事案については弁護士などの専門家に相談することをお勧めする。

大橋&ホーン法律事務所
黒田 豊
Eメール
info@ohashihorn.com